

重要事項説明書

本重要事項説明書は、特定相談支援事業・障害児相談支援事業【相談支援事業所「時計台」】のサービスを利用される方に対して、当事業所の概要・サービスの内容等を説明するものです。

1. 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 桜川市社会福祉協議会
所在地	茨城県桜川市鋸田612番地
法人種別	社会福祉法人
代表者職氏名	会長 大塚 秀喜
事務局長氏名	上野 茂雄
電話番号/FAX番号	0296-76-1357/0296-76-2961
法人設立年月日	平成 18年 4月 1日

2. ご利用の事業所

事業所名	相談支援事業所「時計台」
所在地	茨城県桜川市岩瀬1973番地3
電話番号/FAX番号	0296-75-1328
管理者氏名	藤田 久美子
サービスの種類・事業所指定番号	<input type="checkbox"/> 特定相談支援事業 0837100247
	<input type="checkbox"/> 障害児相談支援事業 0877100065
事業開始年月日	平成 29年 11月 1日

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援等の提供を確保することを目的とする。
運営方針	利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の選択に基づき、総合的かつ効率的に適切なサービスが提供されるよう配慮する。 事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

4. 従業者の職種、員数

職 種	人 数	常 勤		非常勤	
		専従	兼務	専従	兼務
管理者	1		1		
相談支援専門員	1		1		

5. 営業日及び営業時間

営業日・サービス提供日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除く。
営業時間・サービス提供時間	午前8時30分から午後5時15分までとする。

6. サービスの内容及び利用料

<p>サービスの内容</p> <p>① 日常生活全般に関する相談。</p> <p>② 解決すべき課題等の把握、利用者等の居宅を訪問し面接を行いアセスメントの実施。</p> <p>③ サービス等利用計画案の作成。</p> <p>④ サービス担当者会議の開催。</p> <p>⑤ サービス等利用計画の作成。</p> <p>⑥ 継続的なモニタリングの実施。</p> <p>⑦ ①から⑥に附帯するその他必要な相談支援、助言等。</p>
<p>利用料</p> <p>① 特定相談支援及び障害児相談支援の利用は無料です。</p> <p>事業者は、相談支援を支給決定した市町村より代理受領します。ただし、相談支援の支給を決定した市町村が、別途料金を規定する場合にはそれに準じます。</p>

7. 事業の実施地域

実施地域	桜川市全域
------	-------

8. 主たる対象者

身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者 障害児

9. 交通費の実費

<p>事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合はその実費を、また、事業者の自動車を使用した場合は、次の額を徴収します。</p> <p>① 事業所から片道がおおむね10km未満の場合は、300円</p> <p>② 事業所から片道がおおむね10km以上の場合は、10kmを超えた距離1kmあたり20円を加算</p>

10. 利用者等の諸記録及び個人情報

諸記録の保存	事業者は、利用者等に対する相談支援等に関する諸記録を整備し、提供した日から5年間保存する。
個人情報の取り扱い	事業者は、利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し適正に取り扱う。
個人情報の提供	事業者は、サービスの提供を行う上で、他関係機関に情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得る。

11. 要望・苦情等及び虐待防止に関する相談

(1) 受付窓口

ご利用ご相談窓口	ご利用時間：月曜日から金曜日(午前9時から午後5時)		
(事業所)	TEL	0296-75-1328	
相談支援事業所「時計台」	FAX	0296-75-1328	担当者：和島有子
(事業者)	TEL	0296-76-1357	
桜川市社会福祉協議会	FAX	0296-76-2961	担当者：藤田 久美子
桜川市社会福祉課	所在地	桜川市岩瀬64番地2	
(障がい者支援グループ)	TEL	0296-75-3126	

(2) 虐待防止のための措置

事業者は、虐待防止に関する責任者の配置、従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施、成年後見人制度を活用した権利擁護、苦情解決体制の整備、自治体における虐待防止に関する窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めます。

特定相談支援事業・障害児相談支援事業のサービス提供及び利用の開始に際し、重要事項説明書に基づいてサービスの内容及び重要事項を説明しました。

事業者 社会福祉法人 桜川市社会福祉協議会
代表者 会長 大塚 秀喜 ⑩

事業所名 相談支援事業所「時計台」
所在地 茨城県桜川市岩瀬1973番地3

説明者 相談支援専門員
和 島 有 子 ⑩

私は、重要事項説明書に基づいて、事業者からサービスの内容及び重要事項について説明を受けました。

利用者 住所
氏名 ⑩

利用者の保護者等
住所
氏名 ⑩
続柄